

## 令和5年度 税・料金 納期限一覧

	住 民 税				固定資産税		国民健康保険税			軽自動車税	住宅 使用料 / 保育料	介護保険料			後期高齢者医療保険料		水道料 下水道料	
	普通徴収		特別徴収				普通徴収		特別徴収			普通徴収		特別徴収	普通徴収			特別徴収
4月			(4月)		1期	5月1日			(4月)		5月1日			(4月)			(4月)	4月25日
5月										5月31日	5月31日							5月25日
6月	1期	6月30日	(6月)	7月10日			1期	6月30日	(6月)		6月30日	1期	6月30日	(6月)			(6月)	6月26日
7月				8月10日	2期	7月31日	2期	7月31日			7月31日	2期	7月31日		1期	7月31日		7月25日
8月	2期	8月31日	(8月)	9月11日			3期	8月31日	(8月)		8月31日	3期	8月31日	(8月)	2期	8月31日	(8月)	8月25日
9月				10月10日			4期	10月2日			10月2日	4期	10月2日		3期	10月2日		9月25日
10月	3期	10月31日	(10月)	11月10日			5期	10月31日	(10月)		10月31日	5期	10月31日	(10月)	4期	10月31日	(10月)	10月25日
11月				12月11日	3期	11月30日	6期	11月30日			11月30日	6期	11月30日		5期	11月30日		11月27日
12月			(12月)	1月10日			7期	12月25日	(12月)		12月25日	7期	12月25日	(12月)	6期	12月25日	(12月)	12月25日
1月	4期	1月31日		2月13日			8期	1月31日			1月31日	8期	1月31日		7期	1月31日		1月25日
2月			(2月)	3月11日	4期	2月29日	9期	2月29日	(2月)		2月29日	9期	2月29日	(2月)	8期	2月29日	(2月)	2月26日
3月				4月10日			10期	4月1日			4月1日	10期	4月1日		9期	4月1日		3月25日
4月				5月10日														
5月				6月10日														

※ 納期限は該当月の末日（水道料・下水道使用料は25日）となります。

（納期限が土日祝祭日の場合は翌開庁日となります。）

☆ 便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。（住民税の特別徴収は口座振替できません。）